2026 年 10 月号

特定社会保険労務士

高田馬場労務事務所

〒169-0075
東京都新宿区高田馬場 4-29-30
ビレッジ・N502 号
TEL＆FAX　03-6780-0894
メール　onosato@kyuyo.biz



療養等と仕事の両立のために報酬が急減した場合の標準報酬月額改定に関する特例措置が創設されます

◆何のための特例措置？

療養、育児または介護（以下、「療養等」という）と仕事を両立するため、勤務日数を減らす等の就労調整により、社会保険料の標準報酬月額が2等級以上低下した場合に、翌月から標準報酬月額を改定できるようにする特例措置が、令和９年１月１日より創設されます。

通常の随時改定では、報酬減となった後も3カ月間、報酬減となる前の高い保険料を負担することとなります。そのため、報酬減が3カ月以上続くことが見込まれるとして事業主から届出があった場合に、より速やかに標準報酬月額を改定できるようにする措置の創設が要望されていました。

◆措置を利用するための手続きは？

事業主が、被保険者報酬月額変更届（特例改定用）に申立書兼同意書を添えて、日本年金機構の事務センター（または年金事務所）に提出します（組合管掌健保は、同時に健保組合にも提出）。

なお、特例措置による改定後も、定時決定は行う必要があるため、「被保険者標準報酬月額算定基礎届」の提出は必要となります。

◆措置を利用する場合に注意すべき点は？

特例措置により、標準報酬月額が減少するため、将来の年金給付が減少すること、傷病手当金および出産手当金に影響が生じることについて、対象者に十分説明の上、あらかじめ書面で同意を得ておく必要があります。

【参考】

「療養、育児又は介護により報酬が急減した者についての健康保険法及び厚生年金保険法の標準報酬月額の保険者算定の特例について 」（令和8年7月 31 日保保発 0731 第4号、年年発 0731 第1号、年管管発 0731 第7号）

https://www.mhlw.go.jp/content/001731743.pdf

最低賃金引上げに向けた支援策が公表されました

◆令和8年度の最低賃金改定額

今年度の最低賃金改定額の答申は、47 都道府県で 54 円～65 円の引上げとなりました（本年 10 月1日から 12 月2日までの間に順次発効）。全国加重平均は 1,177 円（昨年度 1,121 円）で、全国加重平均額 56 円の引上げは、過去2番目の高さです。

◆最低賃金引上げに関する国の支援

厚生労働省と経済産業省（中小企業庁）は、影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する支援を連携して実施しています。例えば経産省では、各種補助金について、補助上限の引上げや加点措置を実施しています。なお、助成金・補助金の組合せ利用も可能です（同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可）。

◆業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

◆キャリアアップ助成金

最低賃金改定に伴う賃金規定等の改定をし、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、「賃金規定等改定コース」が利用できます。

◆賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件の下、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です（令和 9 年 3 月 31 日開始事業年度まで）。

◆デジタル化・AI 導入補助金

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた AI を含む IT ツールの導入を支援します。

【参考】

中小企業庁「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」
https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/

厚生労働省「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html

令和8年 10 月からの保険料調整制度に関する詳細が明らかに

令和8年 10 月1日から、短時間労働者の社会保険料負担を事業主が支援する制度（保険料調整制度）が始まります。

本制度の対象事業所の事業主は、制度を利用した場合、被保険者の健康保険・厚生年金保険の保険料の一部を一時的に負担することにより、対象被保険者の保険料負担を、通算3年間軽減することができます。肩代わりした保険料は一定期間経過後に還付されるため、事業主が最終的に納付する保険料は増えません。また、被保険者が将来受け取る年金額にも影響はありません。

◆制度の対象となる事業所

令和8年 10 月1日以降に任意特定適用事業所となった事業所が対象となり、令和8年9月 30 日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、対象外です。また、令和9年 10 月以降、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により特定適用事業所となった事業所等も対象となります。

制度を利用する場合、事業主は申出期限内に日本年金機構へ保険料調整開始申出書を提出する必要があります。

なお、事業主からの申出でやめることはできず、制度の利用期間中は、標準報酬月額に応じて決まっている事業主の追加負担を必ず行う必

要がある点に留意してください（途中で制度の利用が自動停止される場合があります）。

◆制度の対象となる被保険者

短時間労働者として健康保険・厚生年金保険に加入した被保険者のうち、標準報酬月額が12.6万円以下の方が対象です。

◆保険料の負担割合

被保険者の負担軽減の割合は、対象となる被保険者の標準報酬月額に応じて異なります。また、制度利用3年目は軽減割合が半減します。

【参考】
保険料調整制度とは
https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hokenryochosei/gaiyo.html

10月の税務と労務の手続提出期限［提出先・納付先］

13日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞［公共職業安定所］

11月2日

○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第3期分＞［郵便局または銀行］
○ 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、7月～9月分＞［労働基準監督署］
○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
○ 労働保険料の納付＜延納第2期分＞［郵便局または銀行］
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］